

こんなときに国民年金加入の手続き

問 長崎北年金事務所 ☎095-861-1354 長崎南年金事務所 ☎095-825-8701
健康保険課年金係 ☎095-801-5821

国民年金加入の届出を忘れると将来年金がもらえない場合もありますので、手続きは必ず行いましょう。

こんなとき	手続き	必要なもの
会社等を退職または雇用形態の変更により厚生年金保険の資格を喪失した	国民年金加入 (被扶養配偶者も同様)	マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書) 厚生年金保険資格喪失証明書または離職票など
第2号被保険者(会社員・公務員)の配偶者扶養からはずれた	種別変更	マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書) 厚生年金保険資格喪失証明書
外国に居住する	資格喪失 <希望により任意加入> (転出届手続きの後)	マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書) 預金通帳および通帳届出印 ※
外国から帰国した	国民年金加入 (転入届手続きの後)	マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書) パスポート

※任意加入しない場合、または任意加入する方で国内協力者が納付書でお支払いする場合は、預金通帳および通帳届出印は不要です。

マイナポータルから国民年金加入の電子申請ができます。<任意加入は除く>

※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。



消費者注意報

賃貸住宅退去時の原状回復トラブルにご注意!

賃貸住宅から退去する時には、清掃してゴミの処理を行い、入居中に取付けた棚などの造作物を撤去します。また入居中に不注意等で付けた傷、汚れ、破損したもの(損耗等)があれば補修して建物を明け渡さなければなりません。借主はこのような原状回復義務があります。これらのトラブルの未然防止には入退去時の物件確認をはじめ、契約内容の十分な理解が必要です。

トラブル回避のためのポイント

- 部屋を借りるとき
 - ・必ず現地に行って賃貸物件を自分の目で確認しましょう。
 - ・契約時は契約書をよく確認しましょう。特に特約条件(原状回復をしなければならないとした条文)があった場合は、その内容をしっかり理解しておく必要があります。
 - ・元々の室内の汚れ、損傷状況等の有無について、貸主(管理会社)立ち会いのもと確認するとともに、部屋の各所を写真に撮っておくと退去時のトラブル防止に役立ちます。
- 部屋を退去するとき
 - ・貸主側の立ち会いのもと室内をチェックし、室内の汚れや破損したものについて確認しておきましょう。特に補修、交換等の必要がある場合はその原因等について説明し、その負担責任まで確認しておく必要があります。
 - ・退居にあたって、修復費(原状回復費)の請求に納得できない場合は、貸主・借主双方の負担基準を示した「原状回復ガイドライン」(国土交通省)を参考に貸主側としっかり話し合ひましょう。解決できない場合は民事調停など利用することもできます。

長与町はより一層、安全・安心な住みよい環境づくりを推進するため、これからも引き続きその一役を担った消費生活相談窓口を維持し、相談の対応や悪質商法被害の防止等、継続した事業の展開を図っていきます。

令和8年3月1日 長与町長 吉田 慎一

★困ったときは長与町役場相談窓口または長崎県消費生活センターへご相談ください。

長与町消費生活相談窓口(☎095-883-1111 代表) 長崎県消費生活センター(☎095-824-0999)